

I. 監査の基本事項、II. 監査の実施手続き	
II. 監査の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○「監査の重点事項」を令和7年度版に更新 ○書類監査の実施計画を令和7年度版に更新
III. 書類監査報告書等	
全体	○令和6年度の書類監査に差替え
IV. 実地監査マニュアル	
B. 検証基準	
2. 法令等遵守態勢 (2-2 監督行政庁・貸金業協会への届出等)	<ul style="list-style-type: none"> ○貸金業法の改正内容を反映（令和7年6月1日改正） ・貸金業法第6条
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪収益移転防止法施行規則の改正内容を反映（令和6年12月2日、令和7年3月24日、令和7年6月24日改正） ・犯罪収益移転防止法施行規則第6条、7条、14条、19条、20条 ○令和7年8月1日付で協会から通知した「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」等に基づく自己検証リストの掲載について」を特記事項として掲載 ○「確認記録の参考様式（別表8）」を最新のものに差替え
7. 相談、苦情及び紛争等の対応姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ○貸金業者向けの総合的な監督指針の改正内容を反映 ・II-2-7-1 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 (令和6年11月1日改正)
9. 禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ○自主規制基本規則の改正内容を反映（令和7年3月10日改正） ・自主規制基本規則第15条 ○貸金業者向けの総合的な監督指針の改正内容を反映 ・II-2-10 禁止行為等（令和6年12月2日改正）
10. 利息・保証料等に係る制限等	<ul style="list-style-type: none"> ○出資法の改正内容を反映（令和7年6月1日改正） ・出資法第5条、第5条の2、第5条の3
17. 債権譲渡等	<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人住宅金融支援機構法の改正内容を反映 (令和6年9月1日改正) ・独立行政法人住宅金融支援機構法第30条
20. システムリスク管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○貸金業者向けの総合的な監督指針の改正内容を反映 (令和6年10月4日、令和7年4月1日改正) ・II-2-4 システムリスク管理態勢 ○令和6年10月4日に新設された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」について特記事項として掲載
その他	上記の他、補足等所要の改訂

B. 検証基準《別表》	
【別表2】顧客等の本人特定事項の確認方法（通常の特取引の場合）及び本人確認書類	○犯罪収益移転防止法施行規則の改正内容を反映 (令和7年6月24日改正)
【別表3】確認記録の記録事項	○犯罪収益移転防止法施行規則の改正内容を反映 (令和7年6月24日改正)
別冊チェックリスト（主な着眼点）	
2. 法令等遵守態勢 項目 No.1	○社内規則策定ガイドラインの直近の改正に関する記述を更新
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出 項目 No.2	○犯罪収益移転防止法施行規則の改正内容を反映 (令和6年12月2日改正)
9. 禁止行為 項目 No.1	○貸金業者向けの総合的な監督指針（II-2-10 禁止行為等）の改正内容を反映（令和6年12月2日改正）
20. システムリスク管理態勢 項目 No.3	○貸金業者向けの総合的な監督指針（II-2-4 システムリスク管理態勢）の改正内容を反映（令和6年10月4日改正）
その他	上記の他、補足等所要の改訂

以上

旧（第11版）						
別冊チェックリスト（主な着眼点） 検証項目数等						
No.	監査項目	検証項目数	検証項目数 内訳			着眼点数 ※
			法令	自主規制 基本規則	監督指針、 ガイドライン	
1	経営管理等	4	0	0	4	10
2	法令等遵守態勢	4	3	1	0	10
3	反社会的勢力による被害の防止	5	0	0	5	12
4	顧客等に関する情報管理態勢	9	7	0	2	19
5	外部委託	3	3	0	0	5
6	取引時確認、疑わしい取引の届出	6	6	0	0	11
7	相談、苦情及び紛争等の対応態勢	4	2	0	2	11
8	貸金業務取扱主任者	3	2	0	1	4
9	禁止行為	5	4	1	0	9
10	利息・保証料等に係る制限等	3	3	0	0	6
11	契約に係る説明態勢	5	1	2	2	9
12	過剰貸付けの防止	18	13	4	1	32
13	広告に関する規制	3	2	1	0	6
14	書面の交付義務	15	15	0	0	44
15	取立行為規制	3	2	0	1	6
16	帳簿の備付け等	7	7	0	0	17
17	債権譲渡等	5	2	0	3	5
18	営業店登録	2	0	2	0	3
19	過払金支払	1	0	0	1	1
20	システムリスク管理態勢	9	0	0	9	40
21	非営利特例対象法人	4	2	2	0	4
合計		118	74	13	31	264

※着眼点数・・・「検証に際しての主な着眼点」欄の着眼点の数を、監査項目ごとに合計したもの。

新（第12版）						
別冊チェックリスト（主な着眼点） 検証項目数等						
No.	監査項目	検証項目数	検証項目数 内訳			着眼点数 ※
			法令	自主規制 基本規則	監督指針、 ガイドライン	
1	経営管理等	4	0	0	4	10
2	法令等遵守態勢	4	3	1	0	10
3	反社会的勢力による被害の防止	5	0	0	5	12
4	顧客等に関する情報管理態勢	9	7	0	2	19
5	外部委託	3	3	0	0	5
6	取引時確認、疑わしい取引の届出	6	6	0	0	11
7	相談、苦情及び紛争等の対応態勢	4	2	0	2	11
8	貸金業務取扱主任者	3	2	0	1	4
9	禁止行為	5	4	1	0	9
10	利息・保証料等に係る制限等	3	3	0	0	6
11	契約に係る説明態勢	5	1	2	2	9
12	過剰貸付けの防止	18	13	3	2	32
13	広告に関する規制	3	2	1	0	6
14	書面の交付義務	15	15	0	0	44
15	取立行為規制	3	2	0	1	6
16	帳簿の備付け等	7	7	0	0	17
17	債権譲渡等	5	2	0	3	5
18	営業店登録	2	0	2	0	3
19	過払金支払	1	0	0	1	1
20	システムリスク管理態勢	9	0	0	9	37
21	非営利特例対象法人	4	2	2	0	4
合計		118	74	12	32	261

※着眼点数・・・「検証に際しての主な着眼点」欄の着眼点の数を、監査項目ごとに合計したもの。

旧（第11版）					新（第12版）						
2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）					2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）						
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	<p>a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか</p> <p>※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ-2-1）</p> <p>b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか</p> <p>注）社内規則策定ガイドラインの直近の主な改正</p> <p>《令和5年4月改正》——（協会案内発信日R5.4.3） ——<u>「規程記載例「19.システムリスク管理態勢」を新たに策定した。」</u></p> <p>《令和5年7月改正》——（協会案内発信日R5.7.20） ——<u>「令和5年4月1日の個人情報保護法等の改正に伴い「3-1.個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」を、令和5年5月11日の犯罪収益移転防止法施行規則の改正及び「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における態勢整備を踏まえ「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した。」</u></p> <p>《令和5年10月改正》——（協会案内発信日R5.10.31） ——<u>「自主規制基本規則の改正及び貸金業者の広告に関する細則の新設に伴い「12.広告の取扱い」を一部改正、その他「11.過剰貸付けの防止」「14.取立て行為」「16.債権譲渡等」「18.過払金支払」につき当該規程との整合や条ずれの修正等。」</u></p> <p>《令和6年7月改正》——（協会案内発信日R6.7.1） ——<u>「令和6年4月1日の個人情報保護法施行規則及び金融分野ガイドライン改正に伴い「3.個人顧客情報の安全管理措置等」を、令和6年7月1日の犯収法施行規則改正に伴い「5.取引時確認等の措置等」を一部改正した。」</u></p> <p>（追加）</p>	社内規則、業務マニュアル		1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	<p>a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか</p> <p>※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる（監督指針Ⅱ-2-1）</p> <p>b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか</p> <p>注）社内規則策定ガイドラインの直近の主な改正</p> <p>（削除）</p> <p>《令和6年9月改正》——（協会案内発信日R6.9.5） ——<u>「民間事業者が書面によって縦覧に供することが定められている資料について、「15 取引履歴の開示」にインターネットで縦覧に供することが可能になった旨を追記。」</u></p> <p>《令和6年12月改正》——（協会案内発信日R6.12.25） ——<u>「令和6年10月4日付で「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正され、また同日「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が新設されたことから、「19.システムリスク管理態勢」の一部を改正。」</u> ——<u>「令和6年11月1日付で「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正され、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務が新設されたことから、「1. 経営管理等」の一部を改正。」</u></p> <p>《令和7年3月改正》——（協会案内発信日R7.3.10） ——<u>「令和6年12月2日付で「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等が改正されたことから、「3-1 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」の一部を改正。」</u> ——<u>「マイナンバーカードと被保険者証の一本化に関連する改正がなされ、令和6年12月2日付で「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則、令和6年12月2日付で「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことから、「5 取引時確認等の措置等」および「9 禁止行為」の一部を改正。」</u></p> <p>《令和7年4月改正》——（協会案内発信日R7.4.11） ——<u>「マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことに伴い、令和7年3月24日に犯収法施行規則が改正され、本人確認書類のうち「運転経歴証明書」の根拠法令の条番号等が改正されたことから、「5 取引時確認等の措置等」を改正。」</u></p>	社内規則、業務マニュアル	
2～4(略)					2～4(略)						

旧（第11版）					
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	取引時確認 【犯罪収益移転 防止法4条】	a. 取引時確認を適正に行っているか ※ 法人と特定取引等を行う場合、その取引の任に当たっている自然人（代表者等）についても、本人特定事項の確認を行わなければならない（犯収法4条4項） b. 取引時確認の方法は適正か ◆【別表2】顧客等の本人特定事項の確認方法（通常の特定期限の場合）及び本人確認書類 注）犯収法施行規則の改正により、オンラインで完結する本人特定事項の確認方法が新設された（平成30年11月30日施行）	本人確認書類、確認記録	
2	■	確認記録の作成 【犯罪収益移転 防止法6条】	a. 取引時確認を行った場合、直ちに確認記録を作成しているか b. 法令で定める事項を適正に記載しているか ◆【別表3】確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項） 注1）確認記録については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）がウェブサイトで公表している「犯罪収益移転防止法の概要」に参考様式が掲載されている 注2）マイナンバー、基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号等の取扱いについて、以下の点に留意すること ・マイナンバーカード、国民年金手帳、各種健康保険証の提示を受ける場合には、当該番号を書き写さず、写しを取る際には、マイナンバーカードにあっては裏面の写しを取らないようにし、国民年金手帳及び各種健康保険証は当該写しの番号部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。 ・これらの書類の写しの送付を受ける場合には、あらかじめ顧客等に対し当該番号にマスキングを施すよう求め（マイナンバーカードの場合は表面のみの写しの送付を求めるとする）、受領した写しにマスキングが施されていないときは、復元できない程度にマスキングを施すこと。	確認記録	

9. 禁止行為

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	禁止行為 【貸金業法12条 の6】	a. 貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしていないか ・資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為 ・資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為 ・保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為 ※ 法第12条の6第1号に規定する「貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない」行為に該当するかどうかは、個々の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、次のような行為を行う場合には、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、同号から第3号に規定する「告げる」又は「告げない」行為とは必ずしも口頭によるものに限られない（監督指針Ⅱ-2-10(2)①） ・資金需要者等から契約の内容について問合せがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること ・資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること b. 貸金業の業務に関し、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」（貸金業法12条の6第4号）をしていないか ※ 法第12条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実	借用証書、貸付帳簿、交渉経過記録	

新（第12版）					
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出					
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	取引時確認 【犯罪収益移転 防止法4条】	a. 取引時確認を適正に行っているか ※ 法人と特定取引等を行う場合、その取引の任に当たっている自然人（代表者等）についても、本人特定事項の確認を行わなければならない（犯収法4条4項） b. 取引時確認の方法は適正か ◆【別表2】顧客等の本人特定事項の確認方法（通常の特定期限の場合）及び本人確認書類 注）犯収法施行規則の改正により、オンラインで完結する本人特定事項の確認方法が新設された（平成30年11月30日施行）	本人確認書類、確認記録	
2	■	確認記録の作成 【犯罪収益移転 防止法6条】	a. 取引時確認を行った場合、直ちに確認記録を作成しているか b. 法令で定める事項を適正に記載しているか ◆【別表3】確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項） 注1）確認記録については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）がウェブサイトで公表している「犯罪収益移転防止法の概要」に参考様式が掲載されている 注2）マイナンバー、基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号等の取扱いについて、以下の点に留意すること ・マイナンバーカード、国民年金手帳、各種健康保険証・資格確認書の提示を受ける場合には、当該番号を書き写さず、写しを取る際には、マイナンバーカードにあっては裏面の写しを取らないようにし、国民年金手帳及び各種健康保険証・資格確認書は当該写しの番号部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。 ・これらの書類の写しの送付を受ける場合には、あらかじめ顧客等に対し当該番号にマスキングを施すよう求め（マイナンバーカードの場合は表面のみの写しの送付を求めるとする）、受領した写しにマスキングが施されていないときは、復元できない程度にマスキングを施すこと。	確認記録	

9. 禁止行為

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	禁止行為 【貸金業法12条 の6】	a. 貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしていないか ・資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為 ・資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為 ・保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為 ※ 法第12条の6第1号に規定する「貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない」行為に該当するかどうかは、個々の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、次のような行為を行う場合には、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、同号から第3号に規定する「告げる」又は「告げない」行為とは必ずしも口頭によるものに限られない（監督指針Ⅱ-2-10(2)①） ・資金需要者等から契約の内容について問合せがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること ・資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること b. 貸金業の業務に関し、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」（貸金業法12条の6第4号）をしていないか ※ 法第12条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実	借用証書、貸付帳簿、交渉経過記録	

旧（第11版）					新（第12版）				
			<p>関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。</p> <p>なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう（監督指針Ⅱ-2-10(2)②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと <ul style="list-style-type: none"> - 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること - 白地手形及び白地小切手を徴求すること - 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること - 貸付け金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること - クレジットカードを担保として徴求すること - 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること ・ 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること ・ 顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を増し、和解契約を締結すること ・ 貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること ・ 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること ・ 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらおう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること ・ 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み次に掲げる行為を行うこと <ul style="list-style-type: none"> - 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること - 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること - 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること ・ 確定判決において消費者契約法第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること 						
			<p>関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。</p> <p>なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう（監督指針Ⅱ-2-10(2)②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと <ul style="list-style-type: none"> - 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること - 白地手形及び白地小切手を徴求すること - 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること - 貸付け金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること - クレジットカードを担保として徴求すること - 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること ・ 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること ・ 顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を増し、和解契約を締結すること ・ 貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること ・ 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること ・ 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらおう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること ・ 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み次に掲げる行為を行うこと <ul style="list-style-type: none"> - 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること - 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること - 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること ・ 確定判決において消費者契約法第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること 						

旧（第11版）					新（第12版）						
20. システムリスク管理態勢					20. システムリスク管理態勢						
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～2(略)					1～2(略)						
3	□	サイバーセキュリティ管理 【監督指針Ⅱ-2-4(1)⑤】	<p>a. サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、必要な管理態勢の整備を図っているか</p> <p>※ サイバーセキュリティ事案…情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう(監督指針Ⅱ-2-4)</p> <p>b. サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか</p> <p>c. サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために以下のような措置を講じているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃元のIPアドレスの特定と遮断 ・ DDoS攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 ・ システムの全部又は一部の一時的停止 等 <p>d. システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか</p> <p>e. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか</p> <p>f. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じているか</p>	ネットワークセキュリティ規程、セキュリティパッチの適用記録		3	□	サイバーセキュリティ管理 【監督指針Ⅱ-2-4(1)⑤】	<p>a. <u>サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>※ サイバーセキュリティ事案…情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう(監督指針Ⅱ-2-4)</p> <p>(削除)</p> <p>b. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか</p> <p>c. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じているか</p>	ネットワークセキュリティ規程、セキュリティパッチの適用記録	

以上